

都市再生(整備)歩行者経路協定認可要領(例)

〇〇市 都市再生(整備)歩行者経路協定認可要領

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第45条の2第1項（第73条第1項）に規定する都市再生歩行者経路協定に関し、必要な事項を定める。

(都市再生歩行者経路協定の認可の申請)

第2条 法第45条の2第4項の規定による都市再生歩行者経路協定の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定認可申請書（別紙様式1）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市再生歩行者経路協定書
- (2) 都市再生歩行者経路協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が都市再生歩行者経路協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 土地所有者等（法第45条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面。
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 法第45条の2第3項に規定する協定区域隣接地（以下「協定区域隣接地」という。）を定める場合には、当該協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可の申請)

第3条 法第45条の5第1項又は法第45条の9第1項の規定による都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可申請書（別紙様式2）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書（都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、第1号、第3号及び第8号に規定する書類を除く。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市再生歩行者経路協定の変更書
- (2) 都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市再生歩行者経路協定の区域及び位置を示す図面
- (4) 申請者が都市再生歩行者経路協定の変更又は廃止の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 土地所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面。
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 都市再生歩行者経路協定の廃止の場合、土地所有者等の過半数の合意のあったことを証する書面

都市再生(整備)歩行者経路協定認可要領(例)

(8) 協定区域隣接地を定めている場合には、変更した協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面

(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市再生歩行者経路協定に係る認可の通知)

第4条 市長は、第2条又は第3条の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対し都市再生歩行者経路協定認可通知書(別紙様式3)又は都市再生歩行者経路協定変更・廃止認可通知書(別紙様式4)によりその旨通知するものとする。

(都市再生歩行者経路協定区域内の借地権消滅等届)

第5条 法第45条の6第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届(別紙様式5)に都市再生歩行者経路協定区域から除かれるべき事実が生じたことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

(都市再生歩行者経路協定加入届)

第6条 法第45条の8第1項又は第2項の規定により都市再生歩行者経路協定に加わろうとする者は、都市再生歩行者経路協定加入届(別紙様式6)に土地の登記簿謄本及び土地の位置を表示した図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(一人都市再生歩行者経路協定の効力発効届)

第7条 法第45条の11第4項の規定により当該都市再生歩行者経路協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定による認可を受けた者は、一人都市再生歩行者経路協定効力発生届(別紙様式7)に新たに土地所有者等となった者の土地又は建築物の登記簿謄本及び土地又は建築物の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

**この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、
確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、
ご活用下さい。**